② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺ Time-limit for Tender : 14 : 00, 18 October, 2012

⑻ Contact point for the notice : Nakano Yuuki, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 24 年８月 28 日
独立行政法人科学技術振興機構
分任契約担当者　経理部長　菅谷　行宏
◎調達機関番号　566　◎所在地番号　11
1　掲載日
平成24年８月８日（号外政府調達第150号）
2　訂正内容
９ページ２段目、独立行政法人科学技術振興機構に係る「入札公告」第24―210号中、１⑵中「Ｅ枚様式スパッタ装置　一式」を「Ｅ枚葉式スパッタ装置　一式」に、同⑹①中「総価で行う。」を「上記１⑵の物品ごとにそれぞれ入札に付する。」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり指名競争入札に付します。
平成 24 年８月 28 日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　神奈川県警察学校道場・体育館⑿建築その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　神奈川県横浜市栄区桂町22―２
⑷　工事内容
敷地面積　約65,564㎡
【道場・体育館】
構　　造　鉄骨造地上２階建て
建築面積　約3,944㎡
延床面積　約3,804㎡
用　　途　柔剣道場・体育館
工事内容　道場・体育館　新築１棟
工作物　新設一式
外構　新設一式
取りこわし　取りこわし一式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年９月30日まで。
（指定部分　平成26年４月30日まで）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,300㎥、鉄筋　約370ｔ、鉄骨　約530ｔ
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「鉄骨工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局のホームページにより公表する。
⒁　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。
⒂　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は、段階選抜方式における一次審査にかかる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な資料の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。
2　競争参加資格
下記⑴、⑵に掲げる競争参加資格を満たす者を指名し、指名を受けた者のうち下記⑶に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。
⑴　一次審査　下記の①から⑩までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であり、ＶＥ提案及び配置予定技術者の能力について記述した申請書及び資料を提出した者で、下記の①から⑩までに掲げる条件を満たす者のうち、ＶＥ提案の評価点及び配置予定技術者の能力の評価点の合計が上位７者までに含まれる者であること（ただし、７者目の評価点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）
また国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、関東地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ、７者に追加して指名する。
なお、技術提案及び配置予定技術者の能力の評価方法及び評価点合計の算出方法は入札説明書による。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。